

4 環境影響評価項目の選定

4 環境影響評価項目の選定

4.1 環境影響要因の抽出

本事業に係る全ての行為のうち、環境への影響が想定される行為（以下、「環境影響要因」という。）について、「工事による影響」、「存在による影響」及び「供用による影響」に区分して抽出した結果は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 環境影響要因の抽出

環境影響要因の区分		要因の有無*	抽出の理由
工事による影響	資材等の運搬	○	本事業の実施に伴い、資材等の運搬がある。
	重機の稼働	○	本事業の実施に伴い、重機の稼働がある。
	切土・盛土・掘削等	○	本事業の実施に伴い、切土・盛土・掘削工事がある。
	既存建築物の解体	○	本事業の実施に伴い、既存建物の解体がある。
	建築物等の建築	×	本事業において、大規模な建築物等の建築は行わない。
	工事に伴う排水	×	盛土・掘削等により発生する濁水以外の排水は想定されない。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
存在による影響	変更後の地形	○	本事業の実施に伴い、地形の変更がある。
	樹木伐採後の状態	×	第5期増設事業区域は、すでに中間処理施設、既設埋立事業の残土置場として利用され変更されており、樹木・樹林等への影響はほとんどないと考えられる。
	変更後の河川・湖沼	×	対象事業計画地南側約1.2kmを広瀬川が流れ、対象事業計画地周辺を流れる不動沢、大栗沢川及び大滝沢が合流しているが、本事業において河川は変更しない。
	工作物等の出現	○	本事業の実施に伴い、廃棄物の埋立地(盛土)が出現する。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
供用による影響	自動車・鉄道等の走行	×	本事業において、道路・鉄道等の整備事業ではない。
	施設の稼働	○	本事業の実施に伴い、廃棄物の埋立作業がある。また、浸出水処理施設からの処理水の排出がある。
	人の居住・利用	×	本事業において、人の居住・利用は想定されない。
	有害物質の使用	×	本事業において、有害物質の使用は想定されない。
	農薬・肥料の使用	×	本事業において、農薬・肥料の使用は想定されない。
	資材・製品・人等の運搬・輸送	○	本事業の実施に伴い、廃棄物運搬車両の走行がある。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。

※○は有、×は無を示す。

4.2 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定

仙台市環境影響評価技術指針を参考に、本事業に係る環境影響要因とそれにより影響を受けることが想定される環境の要素（以下、「環境影響要素」という。）の関係を整理し、本事業の内容、地域特性等を勘案し、表4-2に示すとおり環境影響評価項目を選定した。

環境影響評価項目として選定した理由または選定しなかった理由は、表4-3(1)～(6)に示すとおりである。

なお、環境保全措置等により影響が軽微である等の理由から調査、予測及び評価は行わず、環境配慮によって対応する項目について、配慮項目として整理した。

表4-2 環境影響評価項目の選定

環境影響要素の区分			工事による影響				存在による影響		供用による影響		
			資材等の運搬	重機の稼働	切土・盛土・掘削等	既存建築物の解体	変更後の地形	工作物等の出現	施設の稼働	運搬・輸送	資材・製品・人等の
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素	●	●				●	●	
			二酸化硫黄								
			浮遊粒子状物質	●	●					●	●
			粉じん			●				●	
		有害物質(アスベスト)				※					
		騒音	騒音	●	●				●	●	
		振動	振動	●	●				●	●	
		低周波音	低周波音								
	悪臭	悪臭					●				
	水環境	水質	水の汚れ						●		
			水の濁り			●					
			富栄養化								
			溶存酸素								
			有害物質						●		
			水温								
		底質	底質								
		地下水汚染	地下水汚染						※		
		水象	水源								
			河川流・湖沼					●			
	地下水・湧水				※		※	※			
	海域										
	土壌環境	地形・地質	現況地形								
			注目すべき地形								
			土地の安定性					●			
		地盤沈下	地盤沈下								
	土壌汚染	土壌汚染									
	その他の環境	電波障害	電波障害								
		日照障害	日照障害								
風害	風害	風害									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相及び注目すべき種					●	●			
		植生及び注目すべき群落					●	●			
		樹木・樹林等									
		森林等の環境保全機能									
動物	動物相及び注目すべき種	●	●	●		●	●				
	注目すべき生息地	●	●	●		●	●				
生態系	地域を特徴づける生態系	●	●	●		●	●				
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的所産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源					●	●			
		文化的景観資源					●	●			
	眺望					●	●				
	自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	※						※		
文化財	指定文化財等	※						※			
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●	●					
		残土									
		水利用									
	温室効果ガス等	二酸化炭素	●	●				●	●		
その他の温室効果ガス		●	●				●	●			
オゾン層破壊物質											
熱帯材使用			※								

注 ●は一般項目、※は配慮項目を示す。

□：文献①と②に示す参考項目、■：文献①に示す参考項目、■：文献②に示す参考項目。

文献①：「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成十年厚生省令第六十一号）の「別表第1」

文献②：「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」（仙台市、2019年01月）における「土地区画整理」の選定例

施設の稼働には、文献①の埋立・覆土用機械の稼働、浸出液処理施設の稼働、浸出液処理水の排出を含む。

表4-3(1) 環境影響評価項目の選定結果(1/6)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由・選定しない理由
大気質	二酸化窒素	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働	資材等の運搬に用いる工事車両の走行及び重機の稼働により二酸化窒素の発生が考えられる。
		●	供用	施設の稼働 資材・製品・人等の運搬・輸送	埋立重機の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に用いる関連車両の走行により二酸化窒素の発生が考えられる。
	二酸化硫黄	—	—	—	二酸化硫黄を発生させる工事や施設の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
	浮遊粒子状物質	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働	資材等の運搬に用いる工事車両の走行及び重機の稼働により浮遊粒子状物質の発生が考えられる。
		●	供用	施設の稼働 資材・製品・人等の運搬・輸送	埋立重機の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に用いる関連車両の走行により浮遊粒子状物質の発生が考えられる。
	粉じん	●	工事	切土・盛土 ・掘削等	切土・盛土・掘削工事において、一時的に強風による粉じんの発生が考えられる。
		—	工事	既存建築物の解体	建物の解体による粉じんの発生が考えられるが、防塵ネットを設置し、適切な散水を行うなど、十分な対策を講ずる。また、解体に伴う工事期間が短いことから影響はないと考えられる。
		●	供用	施設の稼働	埋立作業（埋立重機の稼働）により粉じんの発生が考えられる。
	有害物質	—	工事	重機の稼働	工事中及び供用後に有害物質を発生させる工事や施設の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
		※	工事	既存建築物の解体	解体する建物の建設に係る資料から、解体によるアスベスト等の有害物質が含まれる廃棄物は発生しないと考えられるが、解体工事においてはアスベスト使用の有無を事前に調査し、アスベスト含有建材が確認された場合は法令に従い適正に処理を行う。
—		供用	施設の稼働	埋立廃棄物の種類に廃石綿等を含むが、排出現場で二重梱包をし、搬入後は手降ろし後即日覆土することから、飛散するおそれはない。	
騒音	騒音	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働	資材等の運搬に用いる工事車両の走行及び重機の稼働により騒音の影響が考えられる。
		●	供用	施設の稼働 資材・製品・人等の運搬・輸送	埋立重機の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に用いる関連車両の走行により騒音の影響が考えられる。なお、浸出水処理施設の稼働については、既存の処理施設を用いることから、現況と供用後において変化が少なく、影響はないと考えられる。
振動	振動	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働	資材等の運搬に用いる工事車両の走行及び重機の稼働により振動の影響が考えられる。
		●	供用	施設の稼働 資材・製品・人等の運搬・輸送	埋立重機の稼働及び資材・製品・人等の運搬・輸送に用いる関連車両の走行により振動の影響が考えられる。なお、浸出水処理施設の稼働については、既存の処理施設を用いることから、現況と供用後において変化が少なく、影響はないと考えられる。

注 「選定」欄の記号は以下のとおりである。
 ●：一般項目 ※：配慮項目 —：非選定項目

表4-3(2) 環境影響評価項目の選定結果(2/6)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由・選定しない理由
低周波音	低周波音	—	—	—	工事中において特殊な工法の採用及び低周波音を発生する重機の使用を予定していない。また、供用後において周辺に著しい影響を生じさせる施設等の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
悪臭	悪臭	●	供用	工作物等の出現	工事中において悪臭を著しく発生させる工事計画や資材の使用を予定していない。供用後において、廃棄物の存在・分解に伴い、悪臭の発生が考えられる。なお、浸出水処理施設の稼働については、既存の処理施設を用いることから、現況と供用後において変化が少なく、影響はないと考えられる。
水質	水の汚れ	●	供用	施設の稼働	浸出水処理施設からの処理水の放流により、放流先河川の水質への影響が考えられる。
	水の濁り	●	工事	切土・盛土 ・掘削等	盛土・掘削等による裸地の出現に伴い、降雨による排水路への濁水の流入による影響が考えられる。
		—	供用	施設の稼働	浸出水調整槽設計容量は、過去30年の間に最大となった時の降雨量から算定しており、万一浸出水調整容量を超えるようなゲリラ豪雨があった場合は、浸出水調整槽と処分場をつなぐ排管のバルブを閉め、処分場内に内部貯留することで外部への流出を防止するため、影響はないと考えられる。
	富栄養化	—	—	—	浸出水処理施設からの処理水の放流により、富栄養化の影響が考えられる湖沼は存在しない。
	溶存酸素	—	—	—	工事中及び供用後において周辺河川へ溶存酸素に影響を与える排水を行う工事や施設の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
	有害物質	●	供用	施設の稼働	浸出水処理施設からの処理水の放流により、放流先河川の水質への影響が考えられる。
水温	—	—	—	工事中及び供用後において周辺河川へ温水を排水する工事や施設の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。	
底質	底質	—	—	—	工事中及び供用後において底質に影響を与える有害物質を発生させる工事や施設の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
地下水汚染	地下水汚染	—	工事	切土・盛土 ・掘削等	地下水汚染を発生するような工事が想定されていないため、影響はないと考えられる。
		※	供用	施設の稼働	地下水汚染防止のために遮水シートを敷設するなど、十分な対策を講ずることから影響はないと考えられるが、事業実施前の地下水水質の状況を把握することは重要であることから、現地調査を実施する。
水象	水源	—	—	—	水源に影響を及ぼすような工事や施設の建設については想定されていないため、影響はないと考えられる。
	河川流・湖沼	●	存在	改變後の地形	地形の改變により、対象事業計画地内の地表面が変化し、流出特性の變化が考えられるため、事業実施前の放流排水路及び河川の状況を把握することは重要であることから、現地調査を実施する。

注 「選定」欄の記号は以下のとおりである。
 ●：一般項目 ※：配慮項目 —：非選定項目

表4-3(3) 環境影響評価項目の選定結果(3/6)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由・選定しない理由
水象	地下水・湧水	※	工事	切土・盛土 ・掘削等	既存のボーリング調査結果（中間処理施設用地の土質調査報告書）によれば、段丘砂礫層内には、不圧地下水が賦存されており、水位は地表面標高と調和して、旧沢部に向かって緩く下がっている傾向にある。事業実施前の地下水の水位の状況を把握することは重要であることから、現地調査を実施する。
		※	存在	変更後の地形 工作物等の出現	
	海域	—	—	—	対象事業計画地の周辺に海域は存在しないため、影響はない。
	水辺環境	—	—	—	対象事業計画地南側約1.2kmを広瀬川が流れ、対象事業計画地周辺を流れる不動沢、大栗沢川及び大滝沢が合流しているが、それらの流量に変化を起すような工事や施設の稼働が想定されないため、影響はないと考えられる。
地形・地質	現況地形	—	—	—	第5期増設事業区域は、ほとんどが、すでに中間処理施設、既設埋立事業の残土置場として利用され変更されている。
	注目すべき地形	—	—	—	対象事業計画地周辺には、愛子（活断層地形）や愛子盆地の広瀬川左岸一帯（河岸段丘及び段丘崖）等が存在するものの、本事業区域とは離れており影響はないと考えられる。
	土地の安定性	—	工事	切土・盛土 ・掘削等	埋立地は、掘削後、順次、埋立てていくことから、供用後における斜面の安定性を検討する。
●		存在	変更後の地形	埋立地は、掘削後、順次、埋立てていくことから、ボーリング調査等を実施し、斜面の安定性を検討する。	
地盤沈下	地盤沈下	—	—	—	対象事業計画地及び周辺は、ボーリング結果からGL-4.0m区間には、概ねN値3~9程度を示すシルト質粘土からなるローム層、以深は概ねN値50以上を有する段丘砂礫層、シルト岩となっており、安定した地盤が分布している。本事業は、概ね25m掘削後、埋立を行う計画であり、地盤沈下による影響はないと考えられる。
土壌汚染	土壌汚染	—	—	—	盛土材は対象事業計画地内の掘削土を利用し、地下水汚染を発生させることはない。 また、本事業を実施するにあたっては事前に土地利用履歴等の調査を行った上で土壌汚染対策法に基づいた適切な対策を図ることから、影響はないと考えられる。
電波障害	電波障害	—	—	—	対象事業計画地は、大規模な建築物の建設は想定されないため、影響はないと考えられる。

注 「選定」欄の記号は以下のとおりである。

●：一般項目 ※：配慮項目 —：非選定項目

表4-3(4) 環境影響評価項目の選定結果(4/6)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由・選定しない理由
日照阻害	日照阻害	—	—	—	対象事業計画地は、大規模な建築物の建設は想定されないため、影響はないと考えられる。
風害	風害	—	—	—	対象事業計画地は、大規模な建築物の建設は想定されないため、影響はないと考えられる。
植物	植物相及び注目すべき種	—	工事	切土・盛土 ・掘削等	切土・盛土・掘削等の影響については、変更後の地形（存在）で取り扱うこととする。
		●	存在	変更後の地形 工作物の出現	地形の変更及び工作物等の出現により、植物相及び注目すべき種への影響が考えられる。
	植生及び注目すべき群落	—	工事	切土・盛土 ・掘削等	切土・盛土・掘削等の影響については、変更後の地形（存在）で取り扱うこととする。
		●	存在	変更後の地形 工作物の出現	地形の変更及び工作物等の出現により、植生及び注目すべき群落への影響が考えられる。
	樹木・樹林等	—	—	—	第5期増設事業区域は、すでに中間処理施設、既設埋立事業の残土置場として利用され変更されており、樹木・樹林等への影響はほとんどないと考えられる。なお、対象事業計画地内の樹木・樹林の変化については、植生及び注目すべき群落の項で予測評価する。
森林等の環境保全機能	—	—	—	第5期増設事業区域は、すでに中間処理施設、既設埋立事業の残土置場として利用され変更されており、樹木・樹林等への影響はほとんどないと考えられる。なお、対象事業計画地内の樹木・樹林の変化については、植生及び注目すべき群落の項で予測評価する。	
動物	動物相及び注目すべき種	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働 切土・盛土 ・掘削等	資材の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等により、動物相及び注目すべき種への影響が考えられる。
		●	存在	変更後の地形 工作物の出現	地形の変更及び工作物等の出現により、動物相及び注目すべき種への影響が考えられる。なお、資材・製品・人等の運搬・輸送については、現況と供用後において変化が少なく、影響はほとんどないと考えられる。
	注目すべき生息地	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働 切土・盛土 ・掘削等	資材の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等により、注目すべき生息地への影響が考えられる。
		●	存在	変更後の地形 工作物の出現	地形の変更及び工作物等の出現により、注目すべき生息地への影響が考えられる。

注 「選定」欄の記号は以下のとおりである。

●：一般項目 ※：配慮項目 —：非選定項目

表4-3(5) 環境影響評価項目の選定結果(5/6)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由・選定しない理由
生態系	地域を特徴づける生態系	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働 切土・盛土 ・掘削等	資材の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
		●	存在	変更後の地形 工作物の出現	地形の変更及び工作物等の出現により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
景観	自然的 景観資源	●	存在	変更後の地形 工作物等の出現	対象事業計画地及びその周辺は、「落合・愛子・白沢広瀬川畔」に含まれており、地形の変更及び工作物等の出現により、自然的景観資源への影響が考えられる。
	文化的 景観資源	—	—	—	対象事業計画地周辺には、文化的景観資源が存在するが、本事業において変更するものではない。資材等の運搬の工事車両の走行、資材・製品・人等の運搬・輸送の関連車両の走行による影響も考えられない。
	眺望	●	存在	変更後の地形 工作物等の出現	地形の変更及び工作物等の出現により、周辺からの眺望の変化が生じると考えられる。
自然との 触れ合いの場	自然との触れ合いの場	※	工事	資材等の運搬	対象事業計画地周辺には、蕃山、斎勝沼及び都市公園等があり、自然との触れ合いの場として利用されているが、本事業においてこれらを直接変更することはない。資材等の運搬の工事車両の走行による影響が考えられるが、対象事業計画地周辺の道路は整備されており、影響は軽微と考えられることから、配慮項目とする。なお、対象事業計画地内には、自然との触れ合いの場として利用されている場所がないことから、重機の稼働、切土・盛土・掘削等による影響はないと考えられる。
		—	存在	—	対象事業計画地周辺には、蕃山、斎勝沼及び都市公園等があり、自然との触れ合いの場として利用されているが、本事業においてこれらを直接変更することはない。また、対象事業計画地内には、自然との触れ合いの場として利用されている場所がないことから、影響はないと考えられる。
		※	供用	資材・製品・人等の運搬・輸送	資材・製品・人等の運搬・輸送の関連車両の走行による影響が考えられるが、対象事業計画地周辺の道路は整備されており、影響は軽微と考えられることから、配慮項目とする。

注 「選定」欄の記号は以下のとおりである。
 ●：一般項目 ※：配慮項目 —：非選定項目

表4-3(6) 環境影響評価項目の選定結果(6/6)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由・選定しない理由
文化財	指定文化財等	※	工事	資材等の運搬	対象事業計画地内には、埋蔵文化財包蔵地が存在しないことから、影響はないと考えられる。対象事業計画地周辺には指定文化財が存在するが、本事業において改変するものではない。資材等の運搬の工事車両の走行による影響が考えられるが、対象事業計画地周辺の道路は整備されており、影響は軽微と考えられることから、配慮項目とする。
		※	供用	資材・製品・人等の運搬・輸送	対象事業計画地内には、埋蔵文化財包蔵地が存在しないことから、影響はないと考えられる。対象事業計画地周辺には指定文化財は存在するが、本事業において改変するものではない。資材・製品・人等の運搬・輸送の関連車両の走行による影響が考えられるが、対象事業計画地周辺の道路は整備されており、影響は軽微と考えられることから、配慮項目とする。
廃棄物等	廃棄物	●	工事	盛土・掘削等	掘削工事等により、建設廃棄物の発生が考えられる。
		●	工事	既存建築物の解体	既存建築物の解体により、建設廃棄物の発生が考えられる。
		—	供用	—	本事業において、廃棄物の発生はない。
	残土	—	—	—	埋立地造成のため、掘削する。掘削した土は仮置きし、覆土等として利用することから残土の発生はない。
水利用	—	—	—	本事業において、地下水等の新たな水利用はない。	
温室効果ガス等	二酸化炭素	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働	資材等の運搬及び重機の稼働により二酸化炭素の発生が考えられる。
		●	供用	施設の稼働 資材・製品・人等の運搬・輸送	埋立重機及び廃棄物運搬車両による二酸化炭素の発生が考えられる。
	その他の温室効果ガス	●	工事	資材等の運搬 重機の稼働	資材等の運搬及び重機の稼働によりその他の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素)の発生が考えられる。
		●	存在	工作物等の出現	廃棄物の存在・分解に伴うその他の温室効果ガス(メタン)の発生が考えられる。
		●	供用	施設の稼働 資材・製品・人等の運搬・輸送	埋立重機及び廃棄物運搬車両によりその他の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素)の発生が考えられる。
	オゾン層破壊物質	—	—	—	本事業において、工場等の建設は想定されておらず、オゾン層破壊物質を大量に排出する施設は想定されないため、影響はないと考えられる。
熱帯材使用	※	工事	盛土・掘削等	コンクリート構造物の建設に伴う型枠使用に際しては、熱帯材由来の型枠の使用を制限する等の配慮を実施することから、配慮項目とする。	

注 「選定」欄の記号は以下のとおりである。

●：一般項目 ※：配慮項目 —：非選定項目

5 調査、予測及び評価の手法

5 調査、予測及び評価の手法

5.1 大気質

5.1.1 調査手法

(1) 調査内容

工事中の工事車両の走行及び重機の稼働により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が予想される。切土・盛土・掘削等により、粉じんの発生が予想される。また、供用後の埋立重機の稼働及び関連車両の走行により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が予想される。埋立作業（埋立重機の稼働）により、粉じんの発生が予想されるため、以下の調査を実施する。

なお、交通量については、騒音・振動の調査時において実施する。

① 大気汚染物質濃度

- ・二酸化窒素
- ・浮遊粒子状物質

② 気象

- ・風向・風速
- ・気温・日射量・雲量

③ 粉じん

- ・降下ばいじん

④ その他

- ・発生源の状況
- ・地形の状況
- ・周辺の人家・施設の状況、交通量

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

大気汚染物質濃度については、一般環境大気測定局のデータを収集・整理する。気象については、仙台管区気象台のデータ（測定高さ 地上高52.6m）を収集・整理する。また、「公害関係資料集」、「気象年報」、「気象月報」、「土地利用図」及び「地形図」、「（仮称）産業廃棄物最終処分場増設事業（第3期）環境影響調査報告書」（平成24年11月、仙台環境開発株式会社）、「（仮称）産業廃棄物最終処分場増設事業（第4期）生活環境影響調査調査書」（平成28年11月、仙台環境開発株式会社）等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

大気汚染物質濃度及び気象（風向・風速）について現地調査を行う。

大気汚染物質濃度の測定は、二酸化窒素が「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質が「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年 環境庁告示第25号）に定める測定方法（公定法）に準拠し実施する。気象の測定は「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）に準拠し実施する。また、道路沿道についてはP10フィルターを用いた簡易法により二酸化窒素の測定を行う。粉じんについては、「衛生試験法・注解」（2010年、日本薬学会）による方法（ダストジャー法）により降下ばいじんの測定を行う。

(3) 調査地域等

1) 既存資料調査

調査地域は、地域の概況調査範囲（図3-1）と同様とする。

調査地点は、一般環境大気測定局である広瀬測定局（対象事業計画地の西南西約5km）とする。調査地点の位置は図3.1-2に示すとおりである。

2) 現地調査

調査地点は、表5-1及び図5-1に示すとおり、一般環境における大気汚染濃度物質、気象（風向・風速）が対象事業計画地内の1地点（No. A）とする。

粉じんは、対象事業計画地内（No. A）及び近傍民家（No. 1～3）の4地点とする。

道路沿道における大気汚染濃度物質（二酸化窒素）が、工事中の工事車両及び供用後の関連車両の主要な走行ルートを想定し、その沿道の2地点（No. 4～5）とする。

表5-1 大気質現地調査地点

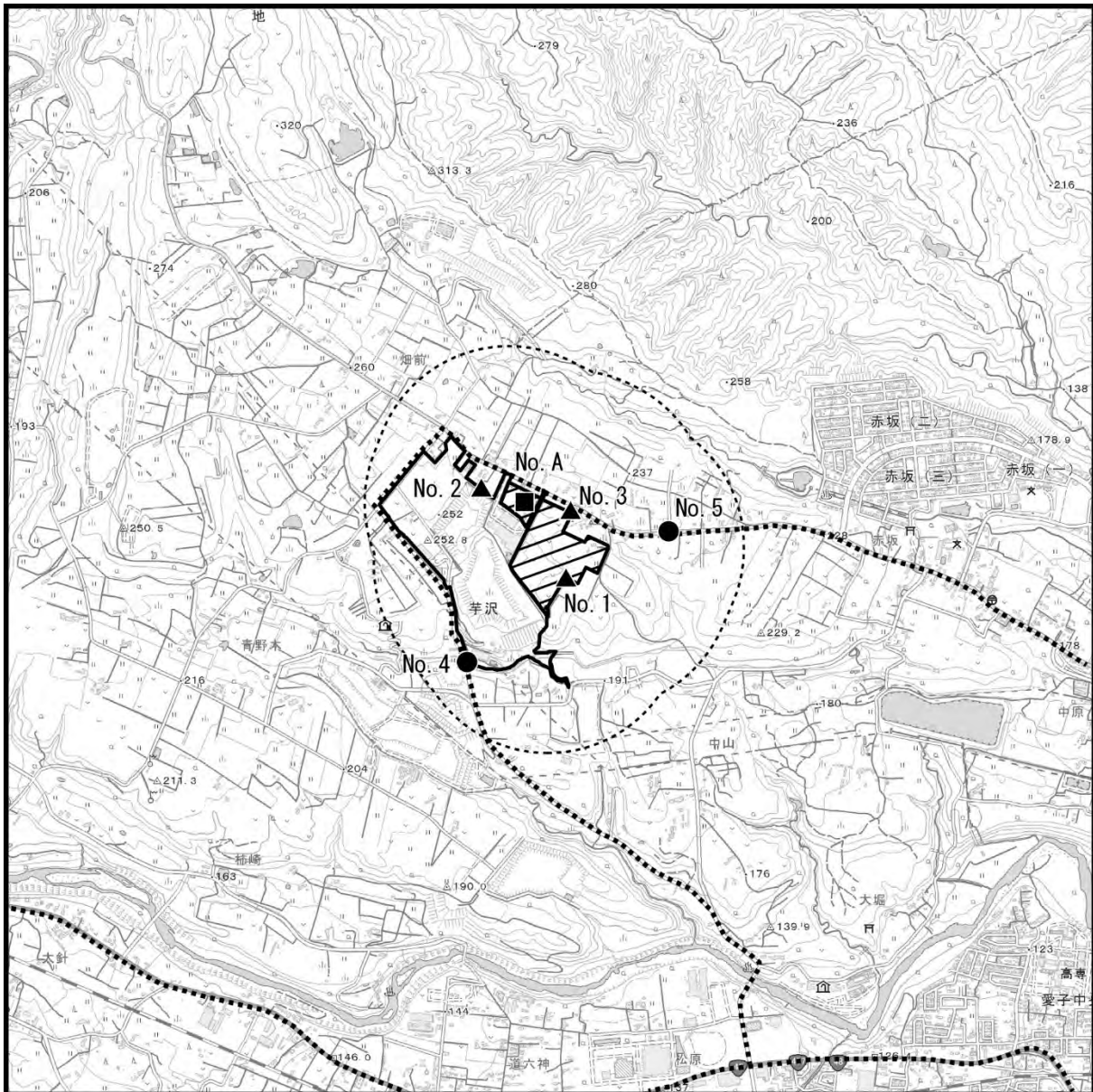
調査区分	調査項目	地点 No.	調査地点概要
気象	風向・風速	A	対象事業計画地内
一般環境大気質	二酸化窒素(公定法、簡易法) 浮遊粒子状物質(公定法)		
粉じん	降下ばいじん	A	対象事業計画地内
		1	近傍民家
		2	
		3	
道路沿道大気質	二酸化窒素(簡易法)	4	青葉区芋沢青野木地内 (市道青野木鳴合線)
		5	青葉区芋沢沢田下地内 (主要地方道定義仙台線)

注) 地点 No. は図 5-1 に対応する。

(4) 調査期間等



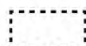




既存資料の収集対象期間は5年間とするが、気象については10年間とする。

現地調査期間は、冬季及び夏季の2季、気象、一般環境大気質及び道路沿道大気質が1週間、粉じんが1ヶ月間とする。



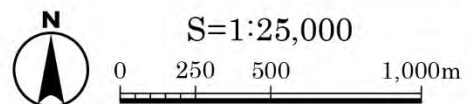
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 調査・予測地域 (対象事業計画地境界から 500m の範囲)
-  : 大気質、気象及び粉じん調査地点 (No. A)
-  : 粉じん調査地点及び予測地点 (重機及び埋立重機の稼働、盛土・掘削等及び埋立作業による影響) (No. 1～3)
-  : 大気質調査地点及び予測地点 (車両走行による影響) (No. 4～5)
-  : 想定される主要な走行ルート

注) 地点 No. は表 5-1 に対応する。

図5-1 調査・予測地点の位置 (大気質)



5.1.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
- ② 重機の稼働により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
- ③ 工事車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響
- ④ 切土・盛土・掘削等により発生する降下ばいじんの大気中における濃度

【供用による影響】

- ⑤ 埋立重機の稼働により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
- ⑥ 関連車両の走行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
- ⑦ 埋立作業（埋立重機の稼働）により発生する降下ばいじんの大気中における濃度

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、事業の実施による大気質への影響が想定される対象事業計画地より500mの範囲とする。予測地域及び予測地点は、表5-2及び図5-1に示すとおりである。

なお、予測高さは原則地上1.5mとするが、発生源及びその周辺の建築物を考慮して必要に応じて高さを変更する。

表5-2 大気質予測地点

予測内容	予測地点	備考
重機の稼働による影響 盛土・掘削による影響 埋立重機の稼働による影響 埋立作業による影響	最大着地濃度地点 保全対象 No. 1～3 近傍民家	敷地境界上の地点とする。
工事車両及び関連車両の走行による影響	No. 4～5（道路端）	原則として、現地調査を行った地点とする。
複合的な影響	保全対象 No. 1～3 近傍民家	

注) 地点 No. は図 5-1 に対応する。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行による大気質への影響が最大となる時期
- ② 重機の稼働による大気質への影響が最大となる時期
- ③ 切土・盛土・掘削等により裸地面積が最大となる時期

【供用による影響】

- ④ 想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期（令和12年）

(4) 予測手法

工事車両及び関連車両の走行に係る予測方法は、ブルーム式及びパフ式を基本として拡散モデルにより予測する。

重機及び埋立重機の稼働に係る予測方法は、ブルーム式及びパフ式を基本として拡散モデルにより予測する。また、その結果をもとに平面分布（平面コンター）を描くことで、最大着地濃度出現地点を予測する。

工事中の工事車両の走行及び重機の稼働の複合的な影響については、各予測計算結果の重ね合わせを行う。

切土・盛土・掘削等及び埋立作業に係る予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策研究所・独立行政法人土木研究所)による経験式により季節別降下ばいじん量を予測する。

5.1.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における大気質への影響について、保全対策により実効可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
- ② 重機の稼働により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
- ③ 工事車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響
- ④ 切土・盛土・掘削等により発生する降下ばいじん量

【供用による影響】

- ⑤ 埋立重機の稼働により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
- ⑥ 関連車両の走行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
- ⑦ 埋立作業により発生する降下ばいじん量

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果が、以下の基準等と整合が図られているかを評価する。

- ① 二酸化窒素に係る環境基準
- ② 大気汚染に係る環境基準（浮遊粒子状物質）
- ③ 仙台市環境基本計画における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の定量目標
- ④ 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策研究所・独立行政法人土木研究所)による降下ばいじんの参考値

5.2 騒音

5.2.1 調査手法

(1) 調査内容

工事中の工事車両の走行及び重機の稼働により騒音の発生が予想される。また、供用後の埋立重機の稼働及び関連車両の走行により騒音の発生が予測されるため、以下の調査を実施する。

① 騒音レベル

- ・環境騒音
- ・道路交通騒音

② 交通量等

- ・車種別断面交通量
- ・走行速度、道路構造等

③ その他

- ・発生源の状況
- ・地形の状況
- ・周辺の人家・施設の状況

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

「公害関係資料集」、「仙台市交差点交通量調査」、「道路台帳」及び「土地利用図」、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第3期)環境影響調査報告書」(平成24年11月、仙台環境開発株式会社)、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第4期)生活環境影響調査調査書」(平成28年11月、仙台環境開発株式会社)等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

現地調査は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法に準拠し実施する。道路交通騒音レベル測定と同時に、対象道路の車種別断面交通量及び走行速度を計測する。

(3) 調査地域等

調査地域は、事業の実施による騒音への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

なお、その他の項目の調査地域は対象事業計画地及びその周辺とする。

調査地点は、表5-3及び図5-2に示すとおり、環境騒音レベルが対象事業計画地(No. A)及び近傍民家(No. 1~3)の4地点、道路交通騒音レベル及び交通量調査が、工事中の工事車両及び供用後の関連車両の主要な走行ルートを想定し、その沿道の2地点(No. 4~5)とする。

表5-3 騒音・振動現地調査地点

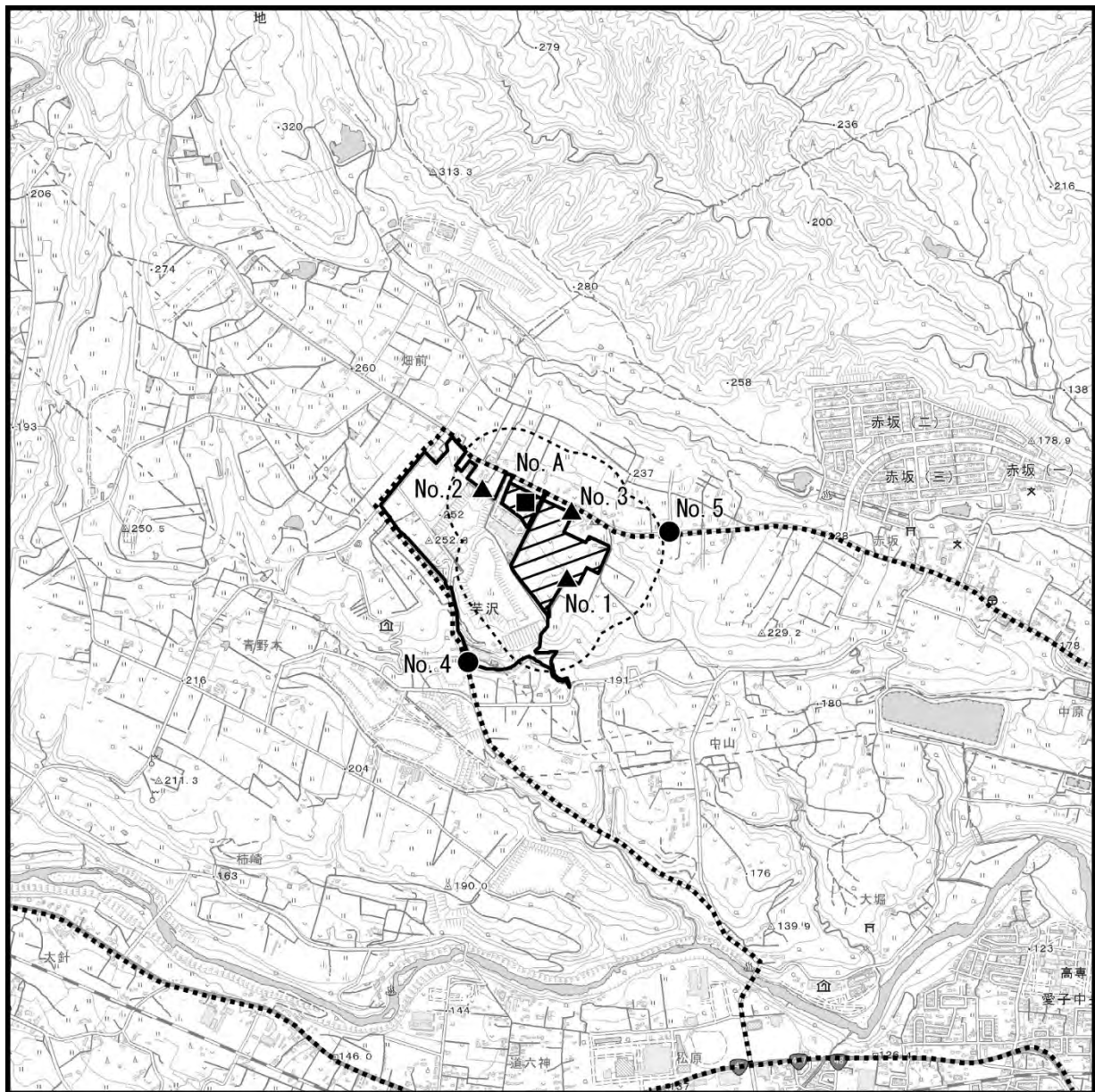
調査区分	調査項目	地点 No.	調査地点概要
環境騒音・振動	[騒音] 時間率騒音レベル(L_{A5}) 等価騒音レベル(L_{Aeq}) [振動] 時間率振動レベル(L_{10})	A	対象事業計画地内
		1	近傍民家
		2	
		3	
道路交通騒音・振動	[騒音] 等価騒音レベル(L_{Aeq}) [振動] 時間率振動レベル(L_{10})	4	青葉区芋沢青野木地内 (市道青野木鳴合線)
		5	青葉区芋沢沢田下地内 (主要地方道定義仙台線)

注) 地点 No. は図 5-2 に対応する。

(4) 調査期間等


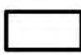
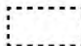




既存資料の収集対象期間は5年間とする。

現地調査は、調査対象道路に係る道路交通騒音等の状況を代表する日として、平日の1日間(24時間)とする。



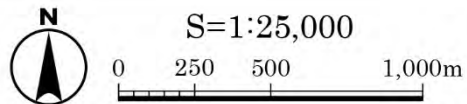
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 調査・予測地域(対象事業計画地境界から200mの範囲)
-  : 環境騒音・振動調査地点(No. A)
-  : 環境騒音・振動調査地点及び予測地点(重機及び埋立重機の稼働による影響)
(No. 1～3)
-  : 道路交通騒音・振動調査地点及び予測地点(車両走行による影響)(No. 4～5)
-  : 想定される主要な走行ルート

注) 地点 No. は表 5-2 に対応する。

図5-2 調査・予測地点の位置(騒音・振動)



5.2.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行により発生する道路交通騒音レベル(L_{Aeq})
- ② 重機の稼働により発生する建設作業騒音レベル(L_{A5} , L_{Aeq})
- ③ 工事車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響

【供用による影響】

- ④ 埋立重機の稼働により発生する騒音レベル(L_{A5} , L_{Aeq})
- ⑤ 関連車両の走行により発生する道路交通騒音レベル(L_{Aeq})

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、事業の実施による騒音の影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。予測地域及び予測地点は、表5-4及び図5-2に示すとおりである。

なお、予測高さは原則地上高1.2mとするが、発生源及びその周辺の建築物を考慮して必要に応じて高さを変更する。

表5-4 騒音・振動予測地点

予測内容	予測地点	備考
重機及び埋立重機の稼働による影響	最大騒音・振動レベル出現地点	敷地境界上の地点とする。
	保全対象 No. 1～3 近傍民家	
工事車両及び関連車両の走行による影響	No. 4～5 (道路端)	原則として、現地調査を行った地点とする。
複合的な影響	保全対象 No. 1～3 近傍民家	

注) 地点 No. は図 5-2 に対応する。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行による騒音への影響が最大となる時期
- ② 重機の稼働による騒音への影響が最大となる時期

【供用による影響】

- ③ 想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期（令和12年）

(4) 予測方法

重機及び埋立重機の稼働による影響の予測方法は、日本音響学会により提案された建設作業騒音の予測式(ASJ CN-Model 2007)を用いて行う。また、その結果をもとに平面分布（平面コンター）を描くことで、最大騒音レベル出現地点を予測する。工事車両及び関連車両の走行による影響の予測方法は、道路交通騒音の予測式(ASJ RTN-Model 2018)を用いて行う。

工事中の工事車両の走行及び重機の稼働の複合的な影響については、各予測計算結果の重ね合わせを行う。

5.2.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における騒音への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行により発生する騒音
- ② 重機の稼働により発生する騒音
- ③ 工事車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響

【供用による影響】

- ④ 埋立重機の稼働により発生する騒音
- ⑤ 供用後の関連車両の走行により発生する騒音

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果が、以下の基準等と整合が図られているかを評価する。

- ① 騒音に係る環境基準
- ② 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
- ③ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準
- ④ 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準
- ⑤ 仙台市公害防止条例に基づく指定建設作業に伴う騒音の規制基準
- ⑥ 仙台市公害防止条例に基づく工場等に係る騒音の規制基準

5.3 振動

5.3.1 調査手法

(1) 調査内容

工事中の工事車両の走行及び重機の稼働により振動の発生が予想される。また、供用後の埋立重機の稼働及び関連車両の走行により振動の発生が予測されるため、以下の調査を実施する。

① 振動レベル

- ・環境振動
- ・道路交通振動

② 交通量等

- ・車種別断面交通量
- ・走行速度、道路構造等

③ その他

- ・発生源の状況
- ・地盤の状況
- ・周辺の人家・施設の状況

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

「公害関係資料集」、「仙台市交差点交通量調査」、「道路台帳」及び「表層地質図」、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第3期)環境影響調査報告書」(平成24年11月、仙台環境開発株式会社)、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第4期)生活環境影響調査調査書」(平成28年11月、仙台環境開発株式会社)等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に定める方法に準拠し実施する。道路交通振動レベル測定と同時に、地盤卓越振動数、対象道路の車種別断面交通量及び走行速度を計測する。

(3) 調査地域等

調査地域は、事業の実施による振動への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

なお、その他の項目の調査地域は対象事業計画地及びその周辺とする。

調査地点は、表5-3及び図5-2に示すとおり、騒音に関する調査地点と同じ地点とする。環境振動レベルは対象事業計画地内(No. A)及び近傍民家(No. 1~3)の4地点、道路交通振動レベル及び交通量調査は、工事中の工事車両及び供用後の関連車両の主要な走行ルートを想定し、その沿道の2地点(No. 4~5)とする。

(4) 調査期間等

既存資料の収集対象期間は5年間とする。

現地調査は、調査対象道路に係る道路交通振動等の状況を代表する日として、平日の1日間(24時間)とする。

5.3.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行により発生する道路交通振動レベル(L_{10})
- ② 重機の稼働により発生する建設作業振動レベル(L_{10})
- ③ 工事車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響

【供用による影響】

- ④ 埋立重機の稼働により発生する振動レベル(L_{10})
- ⑤ 関連車両の走行により発生する道路交通振動レベル(L_{10})

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、事業の実施による振動の影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。予測地点は騒音の予測地点と同じとする。予測地域及び予測地点は、表5-4及び図5-2に示すとおりである。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行による振動への影響が最大となる時期
- ② 重機の稼働による振動への影響が最大となる時期

【供用による影響】

- ③ 想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期（令和12年）

(4) 予測方法

重機の稼働及び埋立重機による影響の予測方法は、振動発生源からの伝搬を考慮した伝搬理論式を用いて行う。また、その結果をもとに平面分布（平面コンター）を描くことで、最大振動レベル出現地点を予測する。工事車両及び関連車両の走行による影響の予測方法は「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策研究所・独立行政法人土木研究所)による国土交通省土木研究所の提案式を用いて行う。

工事中の工事車両の走行及び重機の稼働の複合的な影響については、各予測計算結果の重ね合わせを行う。

5.3.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における振動への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行により発生する振動
- ② 重機の稼働により発生する振動
- ③ 工事車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響

【供用による影響】

- ④ 埋立重機の稼働により発生する振動
- ⑤ 供用後の関連車両の走行により発生する振動

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果が、以下の基準等と整合が図られているかを評価する。

- ① 振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度
- ② 振動規制法に基づく特定建設作業に伴う振動の規制基準
- ③ 仙台市公害防止条例に基づく指定建設作業に伴う振動の規制基準
- ④ 仙台市公害防止条例に基づく工場等に係る振動の規制基準

5.4 悪臭

5.4.1 調査手法

(1) 調査内容

廃棄物の埋立により、廃棄物の存在・分解に伴い、悪臭の発生が予想されるため、以下の調査を実施する。

① 悪臭

- ・臭気指数
- ・特定悪臭物質

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

② 気象

- ・風向、風速、温度、湿度

③ その他

- ・発生源の状況
- ・周辺の人家・施設の状況

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

「公害関係資料集」、「土地利用図」、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第3期)環境影響調査報告書」(平成24年11月、仙台環境開発株式会社)、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第4期)生活環境影響調査調査書」(平成28年11月、仙台環境開発株式会社)等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

臭気指数が「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)、特定悪臭物質が「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に定める方法に準拠する。臭気指数及び特定悪臭物質の採取時に、簡易風向風速計、温湿度計により気象を測定する。

(3) 調査地域等

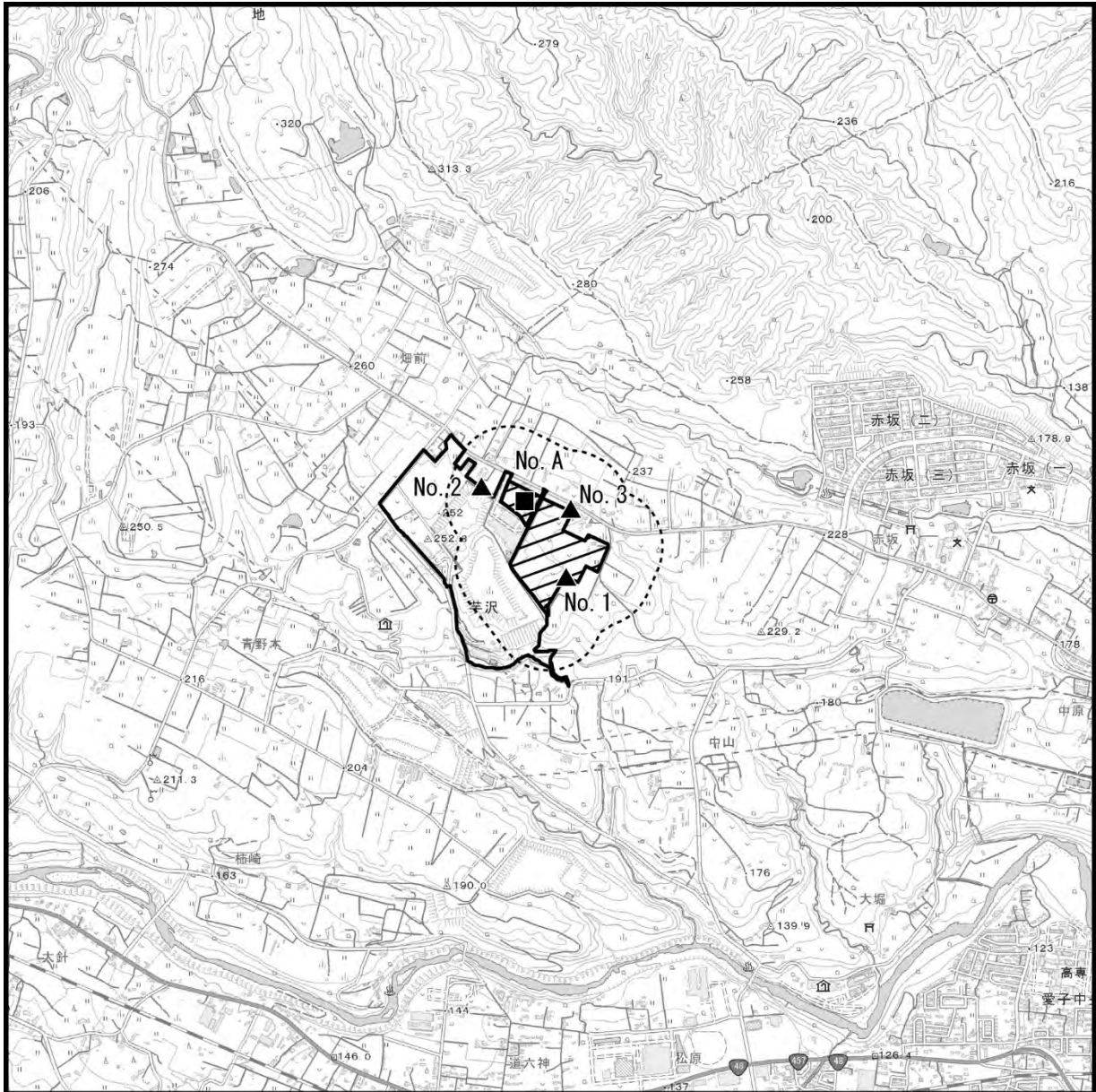
既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

現地調査の調査地域は、図5-3に示すとおり、事業の実施による悪臭への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。調査地点は、図5-3に示すとおり、対象事業計画地(地点A)及び近傍民家(No. 1～3)を対象とし、計4地点で実施する。

(4) 調査期間等

既存資料の収集対象期間は5年間とする。

現地調査は、悪臭の影響が大きい高温多湿となる夏季に1回行う。



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡 例






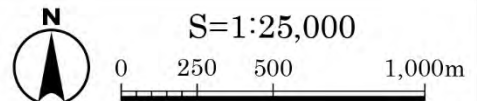
-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 調査・予測地域 (対象事業計画地境界から 200m の範囲)
-  : 悪臭調査地点 (No. A)
-  : 悪臭調査地点及び予測地点 (No. 1 ~ 3)

図5-3 調査・予測地点の位置 (悪臭)



5.4.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【供用による影響】

廃棄物の埋立により、廃棄物の存在・分解に伴う臭気指数

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、事業の実施による悪臭への影響が想定される地域とし、対象事業計画地より200mの範囲とする。予測地域は図5-3に示すとおりである。予測地点は、敷地境界の地点及び近傍民家(No. 1～3)とする。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【供用による影響】

想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期（令和12年）

(4) 予測方法

予測方法は、事業計画における環境保全対策及び類似事例の引用・解析等により、定性的に予測する。

5.4.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における悪臭への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【供用による影響】

廃棄物の埋立により、廃棄物の存在・分解に伴う臭気指数

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果が、以下の基準等と整合が図られているかを評価する。

・ 仙台市悪臭対策指導要綱

5.5 水質

5.5.1 調査手法

(1) 調査内容

工事中の造成裸地の出現により、降雨による濁水の発生が予想される。供用時に浸出水処理施設からの処理水の放流により、放流先河川の水質（水の汚れ、有害物質）への影響が予想されるため、表5-5に示す調査を実施する。

表5-5 調査内容

項目	調査すべき情報	
水質の状況 (平常時)	①一般項目	水温、透視度、外観
	②生活環境項目等	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌数、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、電気伝導度、塩化物イオン
	③健康項目等	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1、3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1、4-ジオキサン
	④排水基準項目 (②③以外)	大腸菌群数、有機リン化合物、フェノール類含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、銅含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
	⑤ダイオキシン類	ダイオキシン類
水質の状況 (濁水時)	①一般項目	水温、透視度、外観
	②生活環境項目等	浮遊物質量
	③土壌	土砂の沈降特性
水象の状況	流量、流速、水系	
水の利用の状況	上水道、農業用水等の水利用の状況	
大規模発生源の状況	工場等主要な発生源の分布状況	

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

「公害関係資料集」、「(仮称) 産業廃棄物最終処分場増設事業 (第3期) 環境影響調査報告書」(平成24年11月、仙台環境開発株式会社)、「(仮称) 産業廃棄物最終処分場増設事業 (第4期) 生活環境影響調査調査書」(平成28年11月、仙台環境開発株式会社)等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

現地調査は、採取した水を分析し、流速計等を用いて流量を測定する。調査方法は表5-6に示すとおりである。

(3) 調査地域等

既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

現地調査の調査地域は、図5-4に示すとおり、事業の実施による水質への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。調査地点は、図5-4に示すとおり、対象事業計画地に係る排水路(No. 1)、対象事業計画地に係る排水路の上流側地点(No. 2(大栗沢川))及び下流側地点(No. 3(大栗沢川)、No. 4(広瀬川))とする。なお、工事中の排水は、既設防災調整池を経て排水路(No. 1)へ放流することから、濁水時の調査も上記4地点で実施することとする。

土壌の試料は対象事業計画地内から採取する。

表5-6 調査方法

項目	細項目	調査手法
水質	①一般項目	気温、水温、透視度、外観 JIS K 0102 7～9
	②生活環境項目等	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌数、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)
		電気伝導度 JIS K0102 13
		塩化物イオン JIS K0101 32
	③健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1、3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1、4-ジオキサン 水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)
	④排水基準項目 (②③以外)	大腸菌群数、有機リン化合物、フェノール類含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、銅含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)
	⑤ダイオキシン類	ダイオキシン類 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)
	水象の状況	流量、流速 「水質調査方法」(昭和 46 年環水管第 30 号)
		水系 現地踏査
	土壌	土砂の沈降特性 濁水沈降試験”(「土質試験の方法と解析(第 1 回改訂版)」(平成 12 年 3 月)(社)地盤工学会)に準拠したピペット法による手法

(4) 調査期間等

既存資料の収集対象期間は5年間とする。

現地調査は、表5-7に示すとおりである。

表5-7 調査期間等

項目	細項目	調査時期
水質の状況(平常時)	①一般項目	四季(各季1回)
	②生活環境項目等*	
	③健康項目等	夏季、冬季(各季1回)
	④排水基準項目(②③以外)	
	⑤ダイオキシン類	
水質の状況(濁水時)	①一般項目	四季(降雨時各季1回)
	②生活環境項目等	年1回
	③土壌	

※全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は冬季及び夏季のみ調査した。

備考 水象の状況は、水質の状況(平常時、濁水時)の調査時に毎回実施する。

5.5.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【工事による影響】

切土・盛土・掘削等により発生する公共用水域における浮遊物質量(SS)

【供用による影響】

浸出水処理施設からの処理水の放流により発生する公共用水域における生物化学的酸素要求量(BOD)、健康項目、ダイオキシン類

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、事業の実施による水質への影響が想定される地域とし、対象事業計画地より200mの範囲とする。予測地域は図5-3に示すとおりである。供用時による影響の予測地点は対象事業計画地に係る排水路の下流側地点(No.3(大栗沢川)、No.4(広瀬川))とする。また、工事による影響の予測地点は工事中の排水が流入する下流側地点(No.3(大栗沢川)、No.4(広瀬川))とする。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【工事による影響】

盛土・掘削工事による土工量が多くなる時期

【供用による影響】

想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期(令和12年)

(4) 予測方法

切土・盛土・掘削等により発生する浮遊物質量の予測方法は、工事計画及び類似事例の引用・解析等により、濁水が流出する下流排水路の浮遊物質量(SS)濃度を定量的に予測する。

浸出水処理施設による処理水の影響は完全混合式により予測する。

5.5.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目の影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【工事による影響】

切土・盛土・掘削等により発生する公共用水域における浮遊物質(SS)

【供用による影響】

浸出水処理施設からの処理水の放流により発生する公共用水域における生物化学的酸素要求量(BOD)、健康項目、ダイオキシン類

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果が、以下の基準等と整合が図られているかを評価する。

- ① 水質汚濁に係る環境基準
- ② ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準
- ③ 仙台市公害防止条例に基づく排水基準
- ④ 広瀬川の清流を守る条例に基づく排水規制基準

5.6 水象（河川流）

5.6.1 調査手法

(1) 調査内容

改変後の地形及び工作物等の出現により、流出係数が変化し、雨水流出量や地下浸透量の変化が予想されるため、以下の調査を実施する。

① 河川の状況

- ・放流排水路及び河川の位置、規模、流域、断面構造等
- ・放流排水路及び河川の流量

② その他

- ・降水量の状況
- ・地形・地質の状況
- ・土地利用の状況

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

「土地分類図」及び気象データ等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

河川の状況は、現地踏査により把握し、流量は流速計等を用いて測定する。

(3) 調査地域等

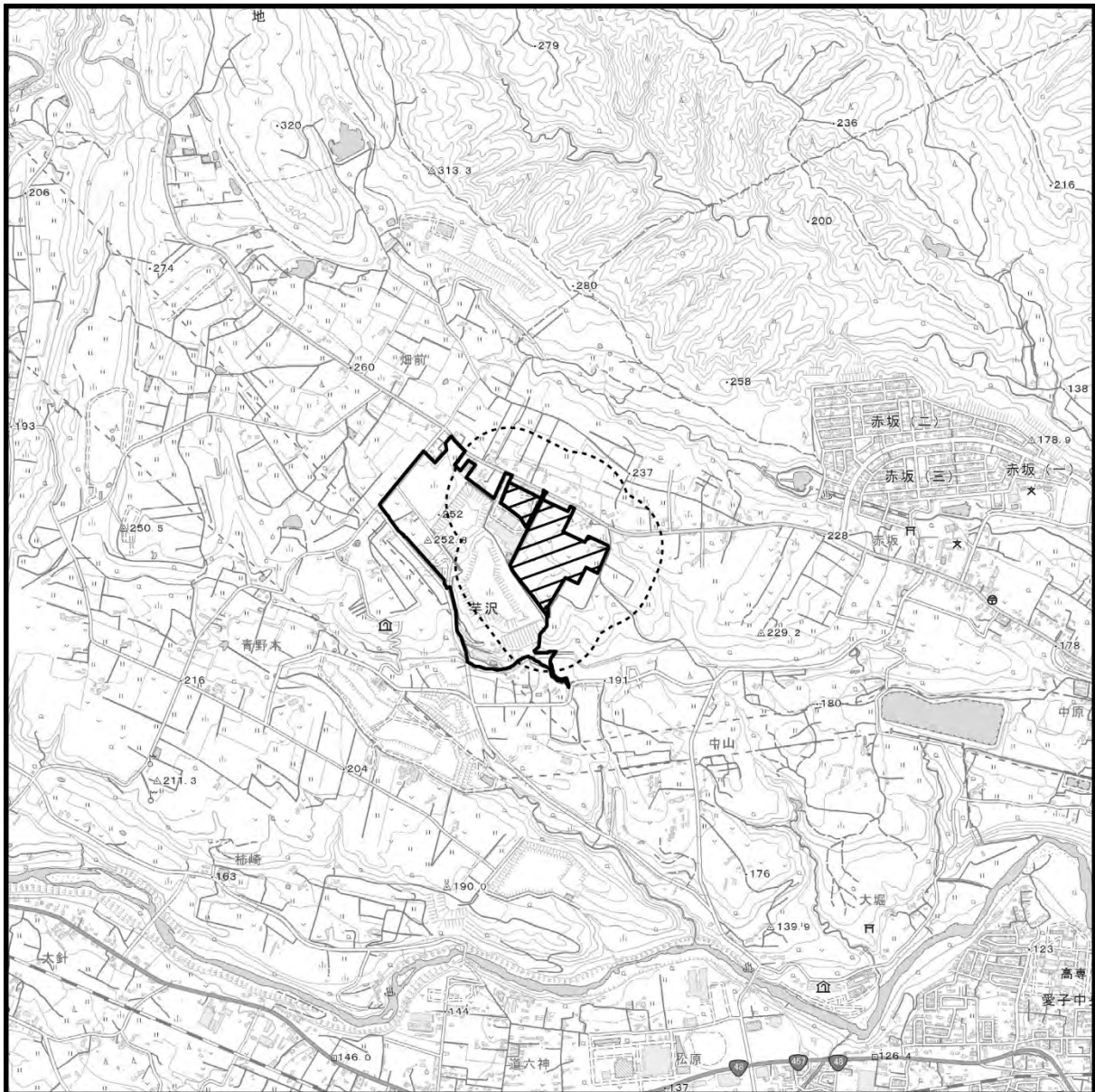
既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

現地調査の調査地域は、図5-4に示すとおり、事業の実施による水象への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

(4) 調査期間等

既存資料の収集対象期間は5年間とする。

現地調査は、4季の季節ごとに晴天時及び降雨時に各1回行う。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 調査・予測地域 (対象事業計画地境界から 200m の範囲)

図5-5 調査・予測地域の位置



S=1:25,000

0 250 500 1,000m

5.6.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【存在による影響】

改変後の地形等による雨水流出量及び地下浸透量の変化の程度

(2) 予測地域等

予測地域は、図5-4に示すとおり、事業の実施による水象への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【存在による影響】

工事が完了した時点(令和12年)

(4) 予測方法

予測方法は、工事計画及び保全対策等を基に、土地利用の種別ごとに現況及び完成後の流出係数を求め、雨水流出量及び地下浸透量の変化の程度を予測する。

5.6.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における水象への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【存在による影響】

改変後の地形等による雨水流出量及び地下浸透量の変化

5.7 地形・地質（土地の安定性）

5.7.1 調査手法

(1) 調査内容

埋立地は、掘削後、順次、埋め立てていくことから、土地の安定性への影響が予想されるため、以下の調査を実施する。

- ・地形・地質の状況
- ・土地の安定性の状況
- ・地下水の状況

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

「土地分類基本調査」、「中間処理施設用地の土質調査報告書」（平成18年2月、前田建設工業株式会社）等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

ボーリング調査及び室内土質試験により状況を把握する。

(3) 調査地域等

既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

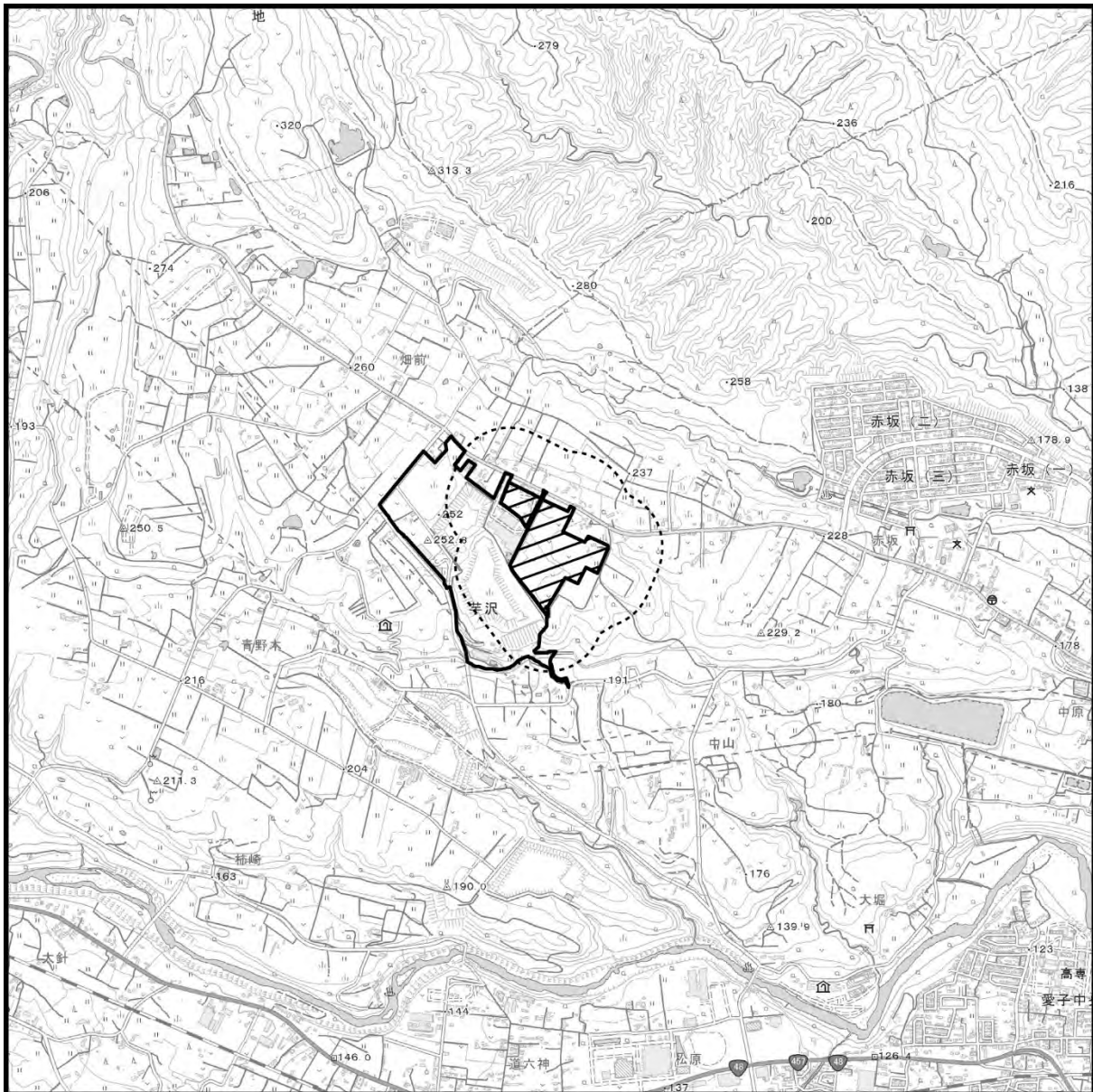
現地調査の調査地域は、図5-5に示すとおり、事業の実施による地形・地質への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

なお、ボーリング調査地点は対象事業計画地内を対象に設定する。

(4) 調査期間等

既存資料の収集対象期間は設定しない。

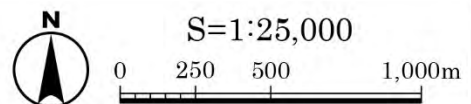
現地調査（ボーリング調査）は1回とする。



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 調査・予測地域 (対象事業計画地境界から 200m の範囲)

図5-6 調査・予測地域の位置 (地形・地質)



5.7.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【存在による影響】

最終処分場の存在による土地の安定性

(2) 予測地域等

予測地域は、図5-5に示すとおり、事業の実施による地形・地質への影響が想定される対象事業計画地とする。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は以下のとおりとする。

【存在による影響】

部分使用を開始した時点（令和9年）

埋立が完了した時点（令和32年）

(4) 予測方法

予測方法は、「宅地防災マニュアル」（国土交通省）及び「道路土工 切土工・斜面安定工指針（平成21年度版）」（社団法人 日本道路協会）等における最小安全率計算（全応力法）による安定解析とする。

5.7.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における地形の改変による影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【存在による影響】

土地の安定性への影響

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果が、以下の基準等と整合が図られているかを評価する。

- ・「宅地防災マニュアル」（国土交通省）に準拠した基準

5.8 植物

5.8.1 調査手法

(1) 調査内容

事業の実施による植物への影響が予想されるため、以下の調査を実施する。

- ① 植物相及び注目すべき種
- ② 植生及び注目すべき群落

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第3期)環境影響調査報告書」(平成24年11月、仙台環境開発株式会社)、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第4期)自然環境影響調査報告書」(平成29年2月、仙台環境開発株式会社)等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

ア 植物相及び注目すべき種

調査方法は、調査範囲内を踏査し、シダ植物以上の維管束植物を対象に生育する植物種を確認し、確認種リストを作成する。

「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」における学術上重要な種、「西部丘陵地・田園区域」、「山地地域」及び「市街地域地域」における減少種のカテゴリーA以上、国及び宮城県のレッドリストを選定し、生育位置及び生育状況等を記録する。

イ 植生及び注目すべき群落

調査方法は、調査範囲内の代表的な群落においてコドラード調査を実施し、群落組成、構造及び分布を把握して現存植生図を作成する。

「宮城県の希少な野生生物-宮城県レッドデータブック-」等による選定基準に基づき注目すべき群落を選定し、分布及び生育環境を記録する。

(3) 調査地域等

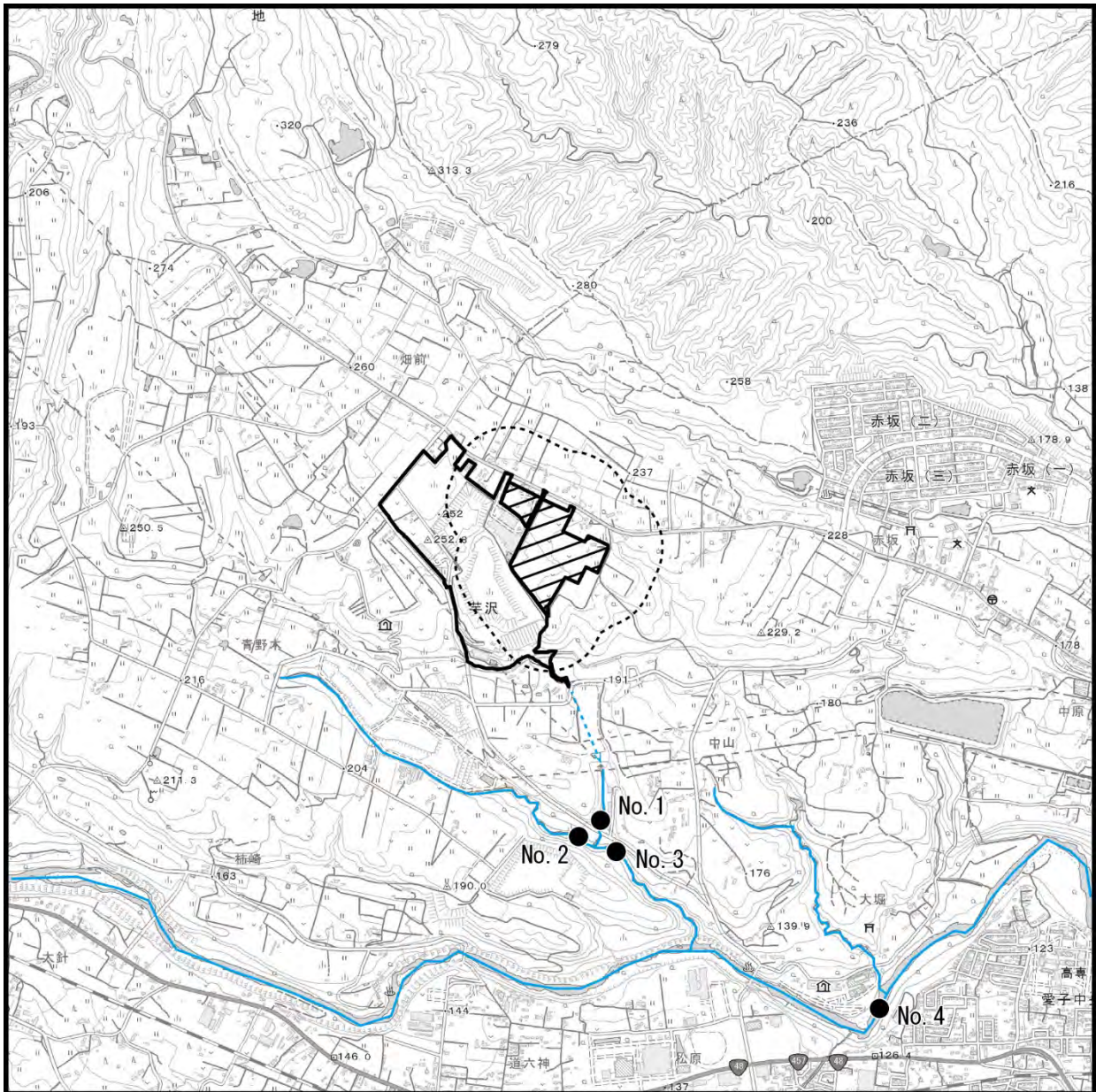
既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

現地調査の調査地域は、図5-6に示すとおり、事業の実施による植物への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

(4) 調査期間等

既存資料の収集対象期間は設定しない。

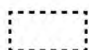
現地調査の調査時期は、4季（早春季、春季、夏季、秋季）とする。




凡例

対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

 : 対象事業計画地
  : 既設処分場(第1期～第4期)

 : 調査・予測地域(対象事業計画地境界から200mの範囲)

 : 魚類・底生動物調査地点(No.1～4)


 : 河川、水路

図5-7 調査・予測地域の位置
(植物、動物、生態系)



S=1:25,000

0 250 500 1,000m

5.8.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【存在による影響】

変更後の地形及び工作物等の出現による植物への影響

(2) 予測地域等

予測地域は、図5-6に示すとおり、事業の実施による植物の生育環境への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は以下のとおりとする。

【存在による影響】

工事が完了した時点（令和12年）

(4) 予測方法

予測方法は、調査結果と土地利用計画及び工事計画との重ね合わせ並びに事例の引用・解析により予測する。

5.8.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における植物への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【存在による影響】

改変後の地形及び工作物等の出現による植物相及び注目すべき種並びに植生及び注目すべき群落への影響

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

以下に示す文献に記載される植物種に対して、生育の保全が図られているかを評価する。

- ① 「環境省レッドリスト2020」（令和3年、環境省）における掲載種
- ② 「宮城県レッドリスト2022」（令和4年、宮城県）における掲載種
- ③ 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年、仙台市）のうち「学術上重要種」及び「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」における「減少種」のカテゴリーA以上

5.9 動物

5.9.1 調査手法

(1) 調査内容

事業の実施による動物への影響が予想されるため、以下の調査を実施する。

- ① 動物相及び注目すべき種
- ② 注目すべき種の生息環境

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第3期)環境影響調査報告書」(平成24年11月、仙台環境開発株式会社)、「(仮称)産業廃棄物最終処分場増設事業(第4期)自然環境影響調査報告書」(平成29年2月、仙台環境開発株式会社)等の収集・整理を行う。

2) 現地調査

ア 動物相及び注目すべき種

調査方法は、調査範囲内を踏査し、目視や採集等の下記に示す方法により生息する動物種を確認し、確認種リストを作成する。

「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」における学術上重要な種、「西部丘陵地・田園区域」、「山地地域」及び「市街地域地域」における減少種のカテゴリーA以上、国及び宮城県のレッドリストによる選定基準に基づき、注目すべき種を選定し、生息位置及び生息状況等を記録する。

哺乳類：目視観察、フィールドサイン及びトラップ

※ツキノワグマの調査にあたっては、「クマ出没情報マップ（仙台市）」も参考に実施する。

鳥類：目視観察、ラインセンサス及び定点調査

※双眼鏡及びフィールドスコープを用いながら、調査範囲外の猛禽類の出現状況や行動についても可能な限り把握する。また、鳥類の営巣に留意して調査を実施し、営巣が確認された場合は確認位置を記録する。

両生類・爬虫類：目視観察

昆虫類：目視観察、任意採集、ライトトラップ及びベイトトラップ

魚類：目視観察、捕獲調査

底生動物：目視観察、任意採集

イ 注目すべき種の生息環境

注目すべき種が多数生息している地域などについて現地調査により把握し、記録する。

(3) 調査地域等

既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

現地調査の調査地域は、図5-6に示すとおり、事業の実施による動物への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。ただし、魚類と底生動物の調査地点は、事業計画地に係る排水路及び下流域とする。

(4) 調査期間等

既存資料の収集対象期間は設定しない。

現地調査の調査時期は、4季（春季、夏季、秋季、冬季）を基本に、各種の確認に適切な時期とする。

5.9.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【工事による影響】

資材等の運搬、重機の稼働及び切土・盛土・掘削等による動物への影響

【存在による影響】

改変後の地形及び工作物等の出現による動物への影響

(2) 予測地域等

予測地域は、図5-6に示すとおり、事業の実施による動物の生息環境への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、以下のとおりとする。

【工事による影響】

資材等の運搬、重機の稼働及び切土・盛土・掘削等の工事の最盛期

【存在による影響】

工事が完了した時点（令和12年）

(4) 予測方法

予測方法は、調査結果と土地利用計画及び工事計画との重ね合わせ並びに事例の引用・解析により予測する。

5.9.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における動物への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【工事による影響】

資材等の運搬、重機の稼働及び切土・盛土・掘削等による動物相及び注目すべき種並びに注目すべき生息地への影響

【存在による影響】

改変後の地形及び工作物等の出現による動物相及び注目すべき種並びに注目すべき生息地への影響

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

以下に示す文献に記載される動物種に対して、生息の保全が図られているかを評価する。

- ① 「環境省レッドリスト2020」（令和3年、環境省）における掲載種
- ② 「宮城県レッドリスト2022」（令和4年、宮城県）における掲載種
- ③ 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年、仙台市）のうち「学術上重要種」及び「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」における「減少種」の 카테고리A以上

5.10 生態系

5.10.1 調査手法

(1) 調査内容

事業の実施による植物及び動物への影響が予想されるため、以下の調査を実施する。

- ・ 地域を特徴づける生態系

(2) 調査方法

「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」等の既存資料及び動植物の現地調査結果を活用し、地域を特徴づける種について整理・解析を行う。

(3) 調査地域等

既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

現地調査の調査地域は、図5-6に示すとおり、事業の実施による生態系への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

(4) 調査期間等

調査期間は、植物及び動物の調査期間等と同様とする。

5.10.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【工事による影響】

資材等の運搬、重機の稼働及び切土・盛土・掘削等による生態系への影響

【存在による影響】

改変後の地形及び工作物等の出現による生態系への影響

(2) 予測地域等

予測地域は、図5-6に示すとおり、事業の実施による生態系の生息環境への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は以下のとおりとする。

【工事による影響】

資材等の運搬、重機の稼働及び切土・盛土・掘削等の工事の最盛期

【存在による影響】

工事が完了した時点（令和12年）

(4) 予測方法

予測方法は、調査結果と土地利用計画及び工事計画との重ね合わせ並びに事例の引用・解析により予測する。

5.10.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における生態系への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【工事による影響】

資材等の運搬、重機の稼働及び切土・盛土・掘削等による地域を特徴づける生態系への影響

【存在による影響】

改変後の地形及び工作物等の出現による地域を特徴づける生態系への影響

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

以下に示す文献に記載される植物種及び動物種に対して、生育・生息の保全が図られているかを評価する。

- ① 「環境省レッドリスト2020」（令和3年、環境省）における掲載種
- ② 「宮城県レッドリスト2022」（令和4年、宮城県）における掲載種
- ③ 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年、仙台市）のうち「学術上重要種」及び「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」における「減少種」の категорияーA以上

5.11 景観

5.11.1 調査手法

(1) 調査内容

事業の実施による景観（眺望）への変化が予想されるため、以下の調査を実施する。

主要な眺望地点の状況

- ・眺望地点の位置、利用状況、眺望特性
- ・主要な眺望地点からの眺望の状況

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

地形図及び観光案内等より、対象事業計画地周辺の地域住民に親しまれ、日常的に不特定多数の人が利用する眺望地点を選定し、その眺望地点の利用状況や眺望特性及び眺望の状況を把握する。

2) 現地調査

既存資料調査より選定した眺望地点から、必要に応じて現地調査により対象事業計画地の視認状況を把握する。選定した眺望地点の中から主要な眺望地点を設定し、写真撮影等を行い、眺望の状況を把握する。

(3) 調査地域等

既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

現地調査の調査地域は、事業の実施による景観への影響が想定される地域とし、対象事業計画地が視認できると想定される対象事業計画地より1,500mの範囲とする。

調査地点は、表5-8及び図5-7に示すとおり、地域住民に親しまれ、日常的に不特定多数の人が利用する主要な眺望地点として、近景域2地点、中景域2地点、遠景域1地点の計5地点とする。

表5-8 景観調査地点

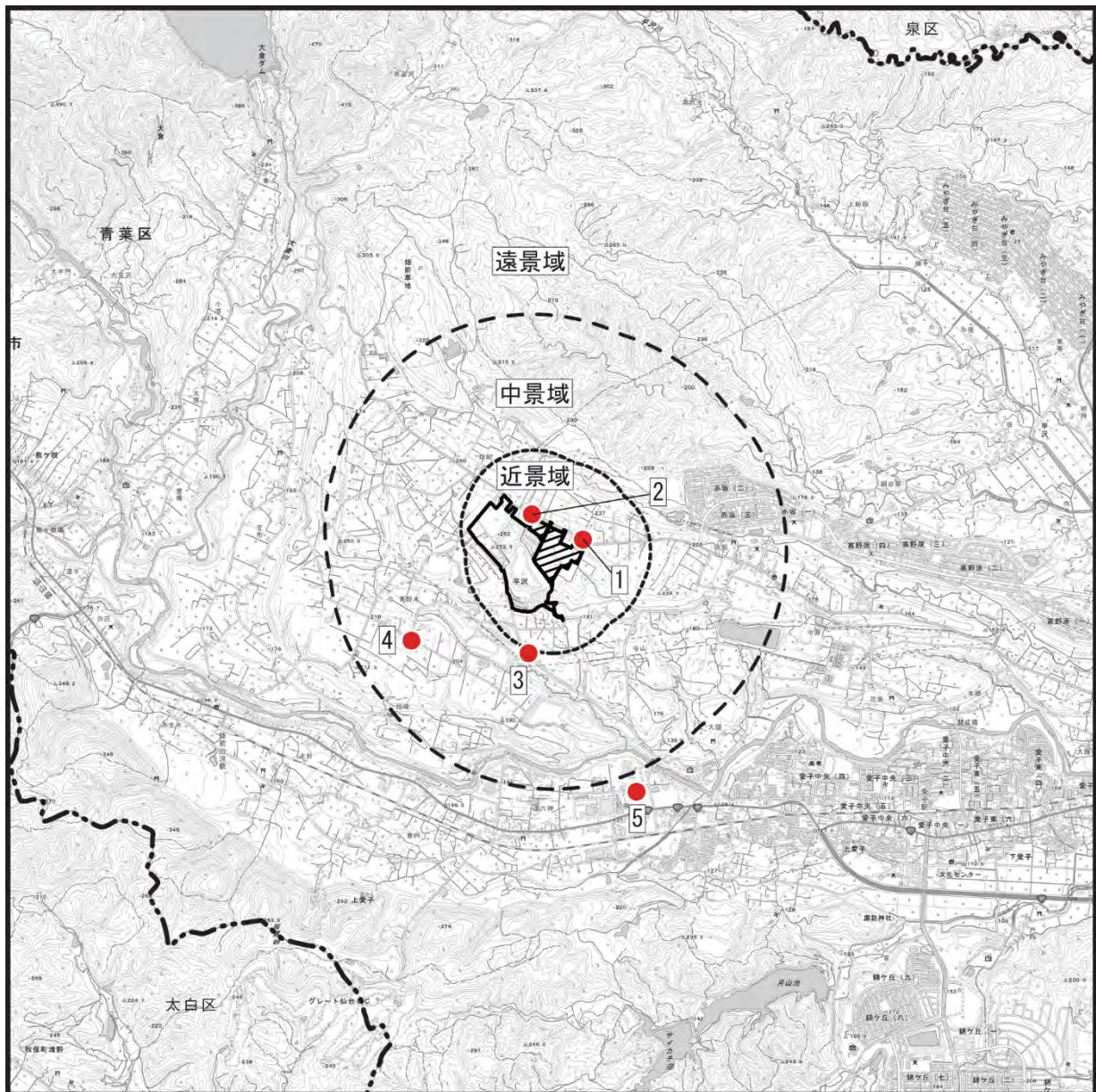
区分	地点No.	名称	対象事業計画地からの距離
近景域	1	バス停（青野木中）	約70m
	2	処分場正門前	約30m
中景域	3	フットサル場	約530m
	4	満穂センター	約1,070m
遠景域	5	宮城広瀬球場駐車場	約1,640m

注) 敷地境界から500mまでの範囲を近景域、500mから1,500mまでの範囲を中景域、1,500m以上を遠景域と選定した。

地点No. は図5-7に対応する。


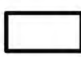




(4) 調査期間等

調査期間は、樹木の繁茂による眺望景観を把握することから、展葉期(6月～10月)、落葉期(11月～3月)の2期とする。



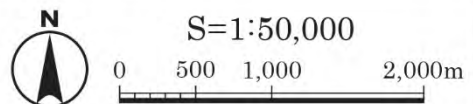
対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 区界
-  : 眺望地点(1～5)
-  : 対象事業計画地境界から500mの範囲
-  : 対象事業計画地境界から1,500mの範囲

出典: 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)
「杜の都 わがまち緑の名所百選」(令和4年4月閲覧、仙台市ホームページ)
「公園・スポーツ・文化マップ」(令和4年4月閲覧、せんだいぐらしのマップホームページ)

図5-8 調査・予測地点の位置(景観)



5.11.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【存在による影響】

変更後の地形及び工作物等の出現による自然的景観資源への影響

変更後の地形及び工作物等の出現による主な眺望景観への影響

(2) 予測地域等

予測地域は、事業の実施による景観への影響が想定される対象事業計画地より1,500mの範囲とする。予測地点は調査地点と同じとする。予測地域及び予測地点は、図5-6に示すとおりである。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【存在による影響】

埋立が完了した時点（令和32年）

(4) 予測方法

予測方法は、埋立が完了した状況についてフォトモンタージュを作成し、眺望景観の変化を予測する。

5.11.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における景観への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【存在による影響】

変更後の地形及び工作物等の出現による自然的景観資源への影響

変更後の地形及び工作物等の出現による主な眺望景観への影響

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

「仙台市「杜の都」景観計画」に示された「山並み緑地ゾーン」の景観形成の方針との整合性が図られているかを評価する。

5.12 廃棄物等（廃棄物）

5.12.1 調査手法

現況調査は実施しない。

5.12.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【工事による影響】

- ①切土・盛土・掘削等による廃棄物（既存建築物の解体を含む。）の発生量
- ②リサイクル等抑制対策による削減状況等

(2) 予測地域等

予測地域は、事業による廃棄物等の発生が考えられる地域として、対象事業計画地内とする。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【工事による影響】

工事期間全体

(4) 予測方法

予測方法は、事業計画・施工計画より、工事中の建設廃棄物の発生量及び再資源化率について、原単位等を用いて推定する。また、発生する廃棄物の処分方法を明確にする。

5.12.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における廃棄物等の影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【工事による影響】

- ①切土・盛土・掘削等による廃棄物（既存建築物の解体を含む。）の発生量
- ②リサイクル等抑制対策による削減状況等

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

工事による影響について、「建設リサイクル推進計画2020」の2024年目標との整合性が図られているかを評価する。

5.13 温室効果ガス等

5.13.1 調査手法

現況調査は実施しない。

5.13.2 予測手法

(1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

【工事による影響】

- ① 工事車両の走行及び重機の稼働により発生する二酸化炭素及びその他の温室効果ガス（メタン及び一酸化二窒素）の排出量

【供用による影響】

- ② 関連関連車両の走行及び埋立重機の稼働により発生する二酸化炭素及びその他の温室効果ガス（メタン及び一酸化二窒素）の排出量
- ③ 廃棄物の存在・分解に伴う温室効果ガス（メタン）の発生量

(2) 予測地域及び予測地点

工事車両の走行による影響の予測地域は、対象事業計画地から資材等の搬入出場所までの範囲とする。

重機の稼働及び埋立重機の稼働による影響の予測地域は、対象事業計画地内とする。

関連車両の走行による影響の予測地域は、対象事業計画地から資材・製品・人等の搬入出場所までの範囲とする。

廃棄物の存在・分解に伴う温室効果ガスの影響については、廃棄物の埋立地の範囲とする。

なお、工事車両及び関連車両の走行による影響については、二酸化炭素及びその他の温室効果ガス（メタン及び一酸化二窒素）の発生源が移動発生源であることから、予測地点は設定しない。

(3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

【工事による影響】

工事期間全体

【供用による影響】

想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期（令和12年）

(4) 予測方法

予測方法は、「温室効果ガス排出量算定・報告書マニュアル」（令和4年1月、環境省・経済産業省）に基づき、事業計画・施工計画及び事例の引用・解析結果等を用い、二酸化炭素及びその他の温室効果ガス（メタン及び一酸化二窒素）の排出量を算出する。

5.13.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

(1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における温室効果ガスへの影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

【工事による影響】

① 工事車両の走行及び重機の稼働により発生する温室効果ガスの排出量

【供用による影響】

② 関連車両の走行及び埋立重機の稼働により発生する温室効果ガスの排出量

③ 廃棄物の存在・分解に伴う温室効果ガスの発生量

6 環境影響評価の委託を受けた者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

6 環境影響評価の委託を受けた者の名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

受託者の名称：環境保全株式会社

代表者の氏名：代表取締役 竹内 司

主たる事務所の所在地：青森県平川市松崎西田41-10 (TEL：0172-43-1100)

